

## 測量業者の登録に係る登録免許税等の一部改正について

平成 18 年度税制改正により、登録免許税法が一部改正されることに伴い、測量業者の登録に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いが一部改正され、平成 18 年 4 月 1 日より施行されます。

平成 18 年 4 月 1 日以後、登録申請に係る登録免許税及び登録手数料の取扱いについては以下のとおりとなります。

### 1. 測量業者の新規登録

① 法人及び②③以外の個人が測量業者の登録を行う場合。

90,000 円の登録免許税を納付。※従前どおり。

② 平成 18 年 4 月 1 日以後に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

15,500 円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は 15,100 円）。

③ 平成 18 年 3 月 31 日以前に、測量士の登録を受けた測量士が個人として測量業者の登録を行う場合

30,000 円の登録免許税を納付。

**②、③の取扱いについては、平成 18 年 4 月 1 日以降に、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する各地方整備局等において登録されるものについて適用されます。**

### 2. 測量業者の更新登録（登録手数料を改定しました）

15,500 円の登録手数料を納付（オンライン申請の場合は 15,100 円）。

改定後の手数料については、平成 18 年 4 月 1 日以降に、申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄する各地方整備局等の受付窓口に提出された申請書（郵送の場合は、平成 18 年 4 月 1 日以降の消印がある申請書。オンライン申請の場合は、平成 18 年 4 月 1 日以降に前記受付窓口に到着した申請書）に係る登録手数料について適用されます。

なお、今般の税制改正に伴い、測量業者の登録とともに測量士（補）の登録についても改正が行われていますので、測量士（補）登録の登録免許税の課税については以下のとおりとなります。

#### （問い合わせ先）

・ 測量業者の登録

本店所在地を管轄区域とする国土交通省地方整備局  
(北海道は北海道開発局、沖縄は沖縄総合事務局)

・ 測量士（補）の登録

<http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN/0306.htm>

## 測量士(補)、測量業の登録に係る登録免許税、登録手数料の関係

